

25農振第2473号
平成26年4月1日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省農村振興局長

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の明確化等について

昨年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（以下「見直し方針」という。）において、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農地転用の許可や農用地区域からの除外等の要件の緩和又は明確化を行うこととされたので、下記事項に留意の上、制度の適正な運用に努められたい。

また、見直し方針及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等の施行に伴う農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の改正等を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正することとしたので、御了知願いたい。

なお、「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準の策定について」（平成20年4月15日付け19農振第2127号農林水産省農村振興局長通知）は廃止する。

記

1 農業の六次産業化の推進

(1) 農用地区域内での農家レストランの設置

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「戦略特区法」という。）第26条の規定に基づく、農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・農林水産省令第4号）が平成26年4月1日に施行された。

この措置については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、その効果を検証し、全国に適用することも検討するとされたところであるが、全国に適用するか否かについては、戦略特区法に基づき、認定区域計画（戦略特区法第11条第1項に規定する認定区域計画をいう。）の進捗状況に関する評価結果等を踏まえて総合的に判断することとしている。

(2) 農用地区域内での農畜産物の製造（加工）施設及び販売施設の設置

農畜産物の製造（加工）施設及び販売施設について、六次産業化を推進し、農業者の所得の増大等を図る観点から、農業者自らが生産する農畜産物を含めて、当該施設が設置される農業振興地域内で生産される農畜産物を主として使用するものであれば農用地区域内に設置できるよう農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第21号）が平成26年4月1日に施行されたところである。

市町村は、農畜産物の使用状況等の定期的な把握に努め、その結果、使用状況等が要件に適合していない場合には、農用地区域内の土地の農業上の利用の確保を図るための措置を講じるものとする。

2 再生可能エネルギーの利活用の促進

(1) 第1種農地における再生可能エネルギー発電設備の設置

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づき、市町村が基本計画の中で再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「発電設備整備区域」という。）を設定するに当たり、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても同区域に含めることができることとし、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とすることとしている。

なお、発電設備整備区域に含めることができる再生利用困難な荒廃農地等の具体的な基準等については、同法の基本方針の策定と併せて明確にする予定である。

(2) 農用地区域内での稲わら等のバイオマス施設の設置

農業生産活動により生じる家畜ふん尿、稲わら、もみがら等のバイオマスを利用してたい肥化、発電等を行う施設は、農用地区域内に設置できる農業用施設に該当する。

3 集落の維持等農業・農村の活性化

(1) 「集落接続」の取扱い

ア 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第33条第4号の「集落に接続し

て」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。

この場合、集落の周辺の農地は、集落に居住する者の営農上必要な苗畑、温室等の用途に供されている場合も多いことから、地域の農業の振興の観点から、当該集落の土地利用の状況等を勘案して周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断することとしても差し支えない。

(ア) 転用許可（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可をいう。以下同じ。）の申請に係る農地の位置からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

(イ) 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と転用許可の申請に係る農地の距離が最小限と認められること。

イ なお、集落に接続していると判断する既存の集落と転用許可の申請に係る農地との距離については、当該集落の周辺の農地の利用状況等を踏まえ個別具体的に判断すべきものであり、あらかじめ画一的に定めること（例えば、既存の集落から50メートル以内は集落に接続していると判断すること等）は適当でない。

(2) 「休憩所等に含まれるコンビニエンスストア及びその駐車場」の取扱い

コンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類5891に分類されるものをいう。）及びその駐車場（以下「コンビニエンスストア等」という。）は、本来的には飲食料品小売業に供する施設であるが、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストア等が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たしていることを踏まえ、当該施設を農地法施行規則第35条第4号の「これら（休憩所）に類する施設」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(3) 「農業用施設の利用者のための駐車場等」の取扱い

農業用施設等の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、事務所等については、当該農業用施設等に併設して設置される場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第4号の農林水産省令で規定する農業用施設に含まれるが、駐車場、トイレ、事務所等の規模については、当該施設等で農業に従事する者や当該施設等を利用する者の数等を勘案して規模が過大とならないよう留意されたい。

(4) 「家畜等の管理のため畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合」の取扱い

耕作又は養畜の業務を営む上で、飼養牛の分娩時の事故防止等のため、昼夜の区別なく緊急に対応する必要がある場合等に、畜舎等に隣接するなど当該施設から至近の位置に当該業務を営む者の住宅を設置することが必要となる場合がある。

この場合において、市町村は、当該住宅について、必要に応じて、条例に基づく地域の農業の振興に関する計画（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第26号の2）、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（同項第27号）又は農業振興地域整備計画（同項第28号）に定める施設に地域の農業の振興を図る上で必要となる耕作又は養畜の業務を営む者の住宅として位置付けることができる。

これら計画の策定に当たっては、集团的農地の効率的利用に支障が生じることのないよう、集团的農地の縁辺部に施設を配置すること、また、規模等が通常必要とされる面積等からみて過大なものとならないようにすること等に留意されたい。